

のであらうとは、前人の既に論じた所である。故に是等神社の祭神は、當然某比古某比咩であるわけである。然るに後世の神人、強ひて世間周知の神祇を擬し、以て神社の尊嚴を装はんとしたるのみならず、時を異にするに従うて恣に之を改め、爲に甚だしき紛雜を生ぜしめた。

シキナイトウキウシヤキ 式内等舊社記加賀國式内等舊社記・能登國式内等舊社記・越中國式内等舊社記各一卷あつて、式内社その他舊社の沿革を簡單に掲げ、『承應二年癸巳閏六月廿六日書寫之畢、同廿七日校合了。』の奥書があり、白山長吏家の所蔵として傳へられたものである。本書を又三州式内社記といふこともある。

シキナミ 敷浪 羽咋郡邑知院内志雄庄に屬する部落。↓シクナミ 敷波。

シキムラキロク 敷村喜六郎 刀工八太夫兼卷の子で、家業の鍛冶を廢し、金春流の大鼓打となつた。前田重教から齋田千十二の名を受けた大鼓打はこの子孫である。

ジキモノガタリ 時規物語 一冊。一名獻上之御時規由來並用法之覺。遠藤高環が嘉永二年三月に書いたもので、天保九年越中の漂流民が露西亞から携へ歸り、藩侯に献上した時計の由來などを記してある。

シクナミ 敷波 羽咋郡邑知院内志雄庄に屬する部落。宿村がまだ火災に罹らずして宿驛であつた頃、その並びに出來たので宿並村と稱したのだといふ。後年それを兩分し、南方幕府領なる敷浪といひ、その北加賀藩領なる敷波と稱した。舊記に、敷波を布波に作つたものもある。天正八年前田利家の能登

に入國した時、初めてこの地に居たといひ、その營跡を御旅屋跡と名づける。

シクナミカツセン 敷波合戦 弘治三年當時加賀に脱走してゐた温井景隆の臣山莊監物直秋等は羽咋郡敷波に侵入したので、七尾方の平加賀頼重・申斐庄家繁・松右越後等之を邀撃し、山莊は敗れて健取明神社頭なる山際の橋に踏止つたが、やがて温井等來援して七尾勢を破り、志雄に至るまで押領し、端郡の大半をその手に屬せしめた。

ジグルマ 地車 金澤にて戸室山の切石を引出す爲に工夫した車。御手木小頭關口喜太夫等四人の考案により、穴生方正木甚左衛門に進言し、寶曆十二年初めて中山から石材を運搬するに使用したが、從來の釣石の方法による運搬よりも非常に利便を得た。

シクナン 此君庵 金澤の俳人牛萬子の庵號であつたが、明治に至り伊藤雪鴻が立凡して此君庵二代と稱した。尙寛政の頃に勇夫が此君庵と稱してゐるが、これは別であらう。

シクンノオトナ 四郡の長 越賀圖評記には四郡の傳と書いてある。舊説に鳥越の弘願寺・磯部の勝願寺・木越の光徳寺・吉藤の専光寺のことであるといふが、前の三者は河北郡に在り、他の一つは石川郡に在るから、それを四郡の長といふことは疑はしい。これは官地論に四頭と記して居るのを誤解したのであらう。故に天文日記十二年二月十二日の條の『加州長衆旗本衆、又此類程鳥目・普物遺之。』とあるによつて、旗本衆と略同一なるものに、長衆といふのが居たとする説に従ふべきであらう。↓イツコウイツキ 一向一揆(六、郡の

長。)

ジケ 寺家 珠洲郡三崎郷に屬する部落。今世俗寺家をさして三崎ともいふこともある。

ジゲ 地下 惣百姓をいふ。天正十一年前田利家の印書に、『地下之儀可肝煎事簡要候也。』とあるのは是である。しかし狹義に解する時は、農吏たるものを除いたすべての農民をあらはすこともある。

シケイ 死刑 藩政初期では戰國殺伐の遺風を受けて、行刑頗る峻嚴、死刑の種類に牛裂・鋸引・釜煎・火炙・生釣胴などもあつたが、元祿以降これらは全く廢せられて、磔・梟首・生胴・斬等に限られてゐた。この時代では刑と罪との意義を混じて、死刑は概ね死罪といはれてゐる。死刑は公事場奉行のみ執行した。町奉行等の檢擧した罪人は、初めその奉行で死刑に處したこともあるが、後には公事場に送致することになつた。死刑執行日は古く寶幢寺に選定せしめた文獻がある。後世には除日と稱して、幕府又は藩の忌日等には之を執行せぬ。又寛政四年正月、特別の場合を除く外、死刑は之を秋冬に於いてすと定めたのは、藩費創立の際漢學の影響を受けた爲で、永制となつたのではない。死刑に當る者、その判決前又は刑の執行前に死んだ時は、古く死屍を處刑したが、享保五年五月から之を廢した。大規模元は自殺の後生胴の宣告を受け、錢屋五兵衛は牢死の後磔刑の宣告を受けたが、尙實刑を科しなかつたのは、享保五年の制に従うたのであらう。

シケイ 雌溪 ↓メダニ 雌谷。

シケイキ 眠景規 遠藤高環が文政七年五月から天保十二年二月までの工夫によつて完成したもので、一名四能導ともいひ、時刻・氣節・緯度・方位の關係を表し、此の四つの内二つをすれば、他の二つは日晷によつて測り得る仕組の機械である。時刻割は十三割を用ひてゐる。

ジケイジ 慈溪寺 鹿島郡津向に在つて、曹洞宗に屬したが、今は無い。永祿六年八月九日附惣持寺への寄進狀に、能州賀島郡津向山慈溪寺前任月印端座元禪師と見える。

シゲズミ 重住 能美郡板津郷に屬する部落。

シゲツグ 重繼 加賀の刀工。初代八太夫は加州住丹波大掾藤原重繼、二代八太夫は加州住重繼と切り、三代吉郎兵衛重繼に至つて業を廢した。享保五年正月金澤鍛冶町鍛冶長右衛門貸屋越前屋吉郎兵衛の由緒書に、『祖父重繼八太夫、越前下坂康繼流伯耆守貞次弟子にて、八十年許以前金澤へ罷越、刀鍛冶仲間へ相加り、打物御用相勤、元祿元年病死。父重繼八太夫、三十年以前より打物御用相勤、正徳四年病死。當重繼吉郎兵衛は父八太夫より習受居候處、勝手困窮細工道具等所持不致に付、刀鍛冶差止罷在。』と記する。

シゲツネ 重常 加賀の刀工。加州住丹後守藤原重常と切り、寛文頃。越前豐原住重常と同人である。

シゲトシ 重年 鳳至郡中町野郷柳田の内の小字。

シゲトモ 重友 能美郡能美庄に屬してゐた。嘉應三年二月仲原頼貞の讓狀に板津庄訪(榜)示外重友村といひ、建仁元年七月某の讓狀に能美御庄内重友保と見え、安貞二年八月